

移動等円滑化取組報告書（旅客船ターミナル）

（令和6年度）

住 所 石垣市浜崎町3-4

設置／管理者名 石垣港港湾管理者
代表者名 石垣市長 中山 義隆

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 旅客船ターミナルを公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客 船ターミナル	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
石垣港離島 ターミナル	特になし	

② 旅客船ターミナルを使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
各船会社にて 対応		各船会社にて対応

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
各船会社にて 対応		各船会社にて対応

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
各船会社にて 対応		各船会社にて対応

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
各船会社にて 対応		各船会社にて対応

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客船ターミナルの利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
各船会社にて 対応		各船会社にて対応

- (2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

施設内に意見箱を設置し、利用者等からの要望等の聴取に努めている。

- (3) 報告書の公表方法

市ホームページに掲載

- (4) その他

特になし

II 旅客船ターミナルの移動等円滑化の達成状況（旅客船ターミナルごとに記入）

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

旅客船ターミナル の名称	所在都 道府県 市町村	一日当 たりの 利用者 数	公共交 通移動 等円滑 化基準 省令適 合の有 無	段差へ の対応	乗船場 所の数	段差が 解消さ れている 乗船場 所の数	視覚障害 者誘導用 ブロック の設置の 有無	案内設 備の設 置の有 無	障害者 対応型 便所の 設置の 有無
石垣港離島ターミナル	沖縄県 石垣市	3,851	○	○	8	8	○	○	○
(合 計) 計 ターミナル			1	1	8	8	1	1	1

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 6 条の 2 で定める要件に関する事項

(1) 過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3 万人以上の旅客船ターミナルを設置又は管理している。	
(2) 過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3000 人以上 3 万人未満の旅客船ターミナルを設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を 50% 以上所有しているか、又は自社に対し 50% 以上出資している中小企業者である。	○

（第 11 号様式）

注 1. 旅客船ターミナルの名称の欄には、ターミナル名に加えて所在する港名を付記すること等により、他の旅客船ターミナルと混同するおそれがないように記入すること。

2. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該旅客船ターミナルが公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
3. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第 4 条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
4. 乗船場所の数の欄には、岸壁、浮桟橋等をそれぞれ一の乗船場所としてそれらの合計数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
5. 段差が解消されている乗船場所の数の欄には、旅客船ターミナルの出入口とそれぞれの乗船場所との間の経路の段差が解消されている乗船場所の数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
6. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第 9 条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
7. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第 10 条から第 12 条までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
8. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該旅客船ターミナルに便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
9. III については、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
10. 「中小企業者」とは、資本金の額が 3 億円以下又は従業員数が 300 人以下である民間事業者を指す。
11. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。